

(様式 1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	旧昭和小学校及び旧西中学校跡利用方法行政案
意見募集の趣旨	<p>本市では、適正配置に伴い閉校になった小中学校等の施設、敷地の跡利用方法について、これまで検討を重ねてまいりました。このたび、新本庁舎の建設に伴い、「旧昭和小学校及び旧西中学校の跡利用方法行政案」を作成いたしました。</p> <p>今後は、市民の皆様からの御意見を参考にした上で、跡利用方法を最終的に決定したいと考えており、意見提出手続（パブリックコメント）を実施するものです。</p>
意見を提出できる人	<ol style="list-style-type: none">1 市内に住所を有する個人2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体3 市内の事務所又は事業所に勤務する人4 市内の学校に在学する人5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体
意見の募集期間	<p>令和 4 年 8 月 1 日（月）～8 月 22 日（月）</p> <p>【意見提出期間が 30 日を下回る理由】</p> <p>「旧昭和小学校及び旧西中学校跡利用方法行政案」については、市民の皆様からの御意見を参考にした上で、最終案の作成を進めてまいります。このような中、全体的なスケジュールを考慮いたしますと、8 月末には最終案を作成する必要がありますので、募集期間を 8 月 1 日（月）から 8 月 22 日（月）までの 22 日間に設定いたしました。</p> <p>意見提出手続期間が 30 日を下回ってしまう結果になり、市民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしますが、御理解と御協力の程、よろしくお願い申し上げます。</p>
意見の提出方法	<p>住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください（「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください）。意見提出にあたっては、極力、案のどの部分に対しての意見かを明記してください（案全般に係る意見の場合はこの限りではありません。）。なお、決められた書式はありません。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 直接提出・・・桐生市役所 3 階企画課へ提出してください（土・日曜日、祝日、年末年始（期間中に含む場合）を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）。(2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市役所企画課あて送付してください。(3) ファクシミリ・・・0277-43-1001 へ送信してください。(4) 電子メール・・・kikaku@city.kiryu.lg.jp へ送信してください。 <p>※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。</p>

参考資料	<ul style="list-style-type: none">・旧昭和小学校及び旧西中学校跡利用方法行政案・旧昭和小学校地図・旧西中学校地図
担当	共創企画部 企画課 企画戦略担当 電話 0277-46-1111 (内線 524)
備考	<ul style="list-style-type: none">・結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた人の氏名等の個人情報公表しません。・個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。・提出していただいた御意見に対しての個別回答はいたしません。